

門前ノ禁止ヲ背キテ被解在職工ト共ニ入場ニシテ作業  
ニ就キタルカ所シテ急業ニシテ演説ヲ爲シ或ハ拍手ヲ  
爲ス等喧嘩ニ至ル行為アリタルニ付被解在職長ニ於  
テ報告セラル

三工場側

工場側ニ於テハ本月十日ノ欠勤者三十一名アリ出  
勤セルモノハ前記組合加算ノ約六十名及被解在職工  
其他七十九名(内女工十五名)アリタルモ全欠急業  
ニシテアリ別段不穩ノ行爲ナキモ工場側ハ解在職工  
ニ對シ退場ヲ命ズル等ニ付村南紛糾アルヲ恐レ慎重  
に宥養中

右及申(通)報候也

別記

警兵シヤ口要求書(字)

- 一 解在職工ヲ即時後解サレタレ
- 二 空勤軍服ハ左ノ通り實施サレタレ
  - 1. 白短衣系五羽着正ノ者ハ年二回一回ニ着せ
  - 2. 白短衣系五羽着正ノ者ハ年一回ニ着せ
- 三 空勤軍服ヲ確立サレタレ
- 四 食料代ヲ撤廃サレタレ
- 五 食料代去却ノ際各日給五割増トスノト
- 六 倉庫ノ都合ニ依リ俸分俸金ノ協定ハ日給ノ七割ヲ支給サレタレ
- 七 公傷欠勤ノ場合ハ日給ノ二割ヲ又俸金トシテ支給サレタレ
- 八 準備後備兵員ニシタル場合ハ日給五割ヲ支給スル事
- 九 欠勤者ハ勤使年給ニ五割ノ差入事
- 十 工賃設備ヲ完備サレタレ
- 十一 左右ノ運搬手用ヲ物置サレタレ

滿一ヶ月勤換者ニハ日給十割以上、五ヶ月迄ハ一ヶ月ヲ増ス毎一月分ヲ増ス  
以上十ヶ月迄ハ一ヶ月ヲ増ス毎一月分ヲ増ス、以上十ヶ月ヲ増ス毎一月分ヲ増ス